

## 特定非営利活動法人 音の風 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人音の風という。(以下『本会』とする)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市東山区鞆町通七条上る下堀詰町 243 番地 2 に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に暮らす人々とともに音楽を分かち合うための実践家の育成と派遣を行い、音楽を通して心の交流の機会を創出することによって社会福祉へ貢献するとともに、社会貢献活動の推進に尽力できる環境を創り出すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) 音楽のボランティアの育成及び派遣事業
- (2) 福祉施設や教育機関等への演奏家派遣事業
- (3) 音楽の生涯学習の推進及び支援事業
- (4) 音楽療法士の育成及び派遣事業
- (5) 音楽イベントの企画・運営事業
- (6) 音楽に関する調査・研究事業
- (7) 音楽に関する出版物の刊行
- (8) 音楽環境の創造に関する事業
- (9) 地域における市民活動の推進及び支援事業

- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(運営委員会の設置)

第6条 この法人は、事業企画の推進のために、運営委員会を置くことができる。

### 第3章 会 員

(種別)

第7条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し主に資金援助に協力する個人及び団体

(入会)

第8条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める会員種別を記載した入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人の死亡または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第15条 理事は理事会で、監事は総会において選任とする。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれ役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表しその業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき職務を遂行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について理事の意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の、監事は総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときはその日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は第 26 条第 3 号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定するものの他出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 50 条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるものの他次の事項を議決する。

- (1) 理事の選任および解任
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

### (議決)

第37条 理事会における議決事項は第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し可否同数のときは議決の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

5 スカイプ等インターネットツールを使用した会議への参加を出席と認める。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業にともなう収益

(6) その他の収益



(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は代表理事が管理しその方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は、予算外の費用に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算を持って定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は

法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページにて行う。

## 第 10 章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款はこの法人の成立日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。  
代表理事 西野 桂子  
副代表理事 山口 彰一郎  
理事 林 寛子  
監事 東村 章弘
- 3 この法人の、設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず平成 16 年 6 月 30 日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の、設立当初の事業年度は第 49 条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 一年間 12,000 円
  - (2) 一般会員 一年間 5,000 円
  - (2) 賛助会員 (個人) 一口 2,000 円
  - (3) 賛助会員 (団体) 一口 20,000 円

附則 この定款は定款変更認証の日から施行する。